

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成25年2月6日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
大阪府日本ドリーム・サービス株式会社松原工場におけるアイロン装置・乾燥機等の更新技術を利用した温室効果ガス排出削減事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	日本ドリーム・サービス株式会社(ニホンドリームサービスカブシキカイシャ)		
住所	大阪市住之江区粉浜2丁目3番14号		
代表者氏名	酒木 博	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	酒木 良三	担当者所属部署・役職	日本ドリーム・サービス株式会社松原工場・取締役
担当者 E-mail	ndream@ninus.ocn.ne.jp	担当者電話番号	072-949-5547(代)
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	日本ドリーム・サービス株式会社(ニホンドリームサービスカブシキカイシャ)		
プロジェクト参加者名	一般財団法人大阪府みどり公社(イッパンザイダンホウジンオオサカフミドリコウシャ)		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	プロジェクト代表事業者に同じ		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>1. 目的</p> <p>当社の松原工場では、連続洗濯機や乾燥機等に大量のエネルギーを使用しており省エネ対策は喫緊の課題となっており、既にボイラー更新や排熱回収等積極的な省エネ対策に取り組んでいる。</p> <p>本プロジェクトは、更なる省エネ、節電対策を実施するため、大量の都市ガスや蒸気及び電気を使用する乾燥機を省エネ型の乾燥機に更新するものであるが、現在の厳しい経営環境では設備投資は非常に困難である。</p> <p>このため、省エネ型乾燥機の導入をオフセット・クレジットの対象案件とすることにより、地球温暖化対策を推進する。</p> <p>2. 内容</p> <p>松原工場では、2台の都市ガス用直火乾燥機と3台の蒸気式乾燥機の合計5台を使用していたが、これまで直接廃棄していた排気ガスの排熱を再利用できる省エネ型の2槽方式乾燥機3台を導入し温室効果ガスの削減を図る。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件1</p> <p>蒸気を熱として消費して稼働する乾燥装置の更新である。また、本装置は都市ガス直火又は更新前の装置と同様に蒸気を熱源として使用する装置であり蒸気を動力源としては使用していない。</p> <p>なお、既設の乾燥機は 1997 年に設置されたもので、(株)東京洗染機械製作所では、既設の乾燥機は全国で 900 台販売しているが、排熱回収型への更新は 120 台で、普及率は 14%となっている。また、既設乾燥装置は、更新乾燥機更新まで正常に稼働しており、故障や老朽化による更新ではない</p> <p>条件2</p> <p>更新した乾燥機は、排熱回収型であり、明らかに蒸気使用量の少ない乾燥機の導入である。</p> <p>条件3</p> <p>本プロジェクトの投資回収年数は 3.4 年となり、プロジェクトの採算性はない。</p> <p>プロジェクト年間削減量:331t-CO2/年、年間都市ガス削減量 = 331(t-CO2/年) ÷ 44.8(GJ/千 N m³) ÷ 0.0498(t-CO2/GJ) ÷ 0.9666 = 153.4 千 m³</p> <p>平成 24 年 4 月の都市ガス単価 = 83.42 円/m³(税込)であることから、</p> <p>① 都市ガスの削減効果 = 153.4 千 m³ × 83.42 千円/千 m³ = 12,796 千円/年</p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関する内容を 2 ページ以内で具体的に記述してください。

- ② 更新乾燥機工事代=44,100 千円(税込)
- ③ 投資回収年数=44,100 千円/12,796 千円/年≒3.4 年

【法令遵守状況】

該当なし

【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
排熱回収乾燥機 SPT-100W	株式会社東京洗染 機械製作所	15 年	平成 24 年 2 月 6 日	乾燥能力約 300kg/h×3 台
蒸気流量計 可変オリフィス式	Spirax Sarco	10 年	平成 24 年 2 月 12 日	TVA 型
温水水道メータ	愛知時計 PHD25V	10 年	平成 22 年 12 月 20 日	最大流量 6.3t/h ×3 台
都市ガスボイラー 内蔵流量計	三浦工業 SQ1000ZS	15 年	平成 22 年 12 月 20 日	設備容量: 3t/h(1t/h×3 台)

【モニタリング方法】

都市ガス使用量はガス販売事業者管理ガスメータ、乾燥回数は更新乾燥機内蔵カウンター、給水量は温水水道メータ、ブロー量及び給水温度はボイラー内蔵の流量計及び温度計で測定し、乾燥機稼働日の終業時に毎日測定する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て準拠する

【モニタリング体制】

モニタリングする全ての項目について、担当者が終業時に毎日記録し電子ファイル(エクセル)に保存、少なくとも1ヶ月毎に管理者が記録データを確認・チェックを行うとともに、数ヶ月毎にみどり公社にも報告しチェックを実施。

【QA / QC 体制】

(1) 教育訓練

プロジェクト代表事業者では既に J-VER プロジェクトを実施しており、乾燥装置や連続洗濯機の運転、エネルギー使用量等について詳細に管理するとともに、プロジェクトの内容について従業員に周知、定期的に担当職員や機器管理責任者の研修を実施する。

(2) 情報の保管

プロジェクト担当者は、管理責任者の指示に従い、記録データをチェックし保存する。

(3) データの確認

収集データはプロジェクト担当者が記録し、記録データを整理し報告書としてとりまとめ、管理責任者に報告し、ボイラーや乾燥装置等の性能把握等に活用する。

(4) 内部監査

管理責任者に指名された内部監査員は、年1回以上、本プロジェクトが「プロジェクト計画書」および本「モニタリングプラン」通りに実施されていることを確認する。その他、各種状況変化(法令の制改定、外部環境の変化等)により、「プロジェクト計画書」に記載される法令対応の必要性等に変更がないことを内部監査時に確認す

		<p>る。また、内部監査にて問題が発見された場合には、管理責任者の責任において是正処置を実施する。</p> <p>(5)測定機器の維持・管理 プロジェクト担当者は、管理責任者の指示により、年に 1 回以上は蒸気流量計の校正を実施する。</p> <p>(6)外部機関による検証 管理責任者は、年に 1 回は一般財団法人大阪府みどり公社からデータチェックと保存状況、プロジェクト進捗状況の検証を受けることとする。</p>					
プロジェクト実施場所		(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 大阪府松原市小川6丁目1番7号					
プロジェクト対象面積		<方法論 R001・R002・R003 のみ>					
プロジェクト期間		2012 年 2 月 13 日 ~ 2027 年 2 月 12 日(15 年ヶ月)					
クレジット期間		2012 年 2 月 13 日 ~ 2013 年 3 月 31 日					
プロジェクト計画開始届提出日		2012年 9月11日					
妥当性確認終了日		2013年 月 日					
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2				41.1	357.0	398
適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (_____ プロジェクト用) ver.4.0					
適用方法論		方法論番号	SS-E014 ver.3.0				
		方法論名称	アイロン装置・乾燥機等の更新				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者		(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)					印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<p>ダブルカウントの防 止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	---

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p>
--	--

備考欄

以上